

特定非営利活動法人教育活動総合サポートセンター個人情報保護管理規程

(目的)

第1条 この規程は、特別非営利活動法人総合サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）が保有する個人情報については、特定非営利活動法人総合サポートセンター個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

(管理組織)

第3条 サポートセンターに個人情報保護統括管理者を置く。個人情報保護統括管理者は 事務局長をもって充てる。

2 個人情報保護統括管理者を補佐し、的確な個人情報の保護管理を図るため、個人情報 保護管理者を置く。個人情報保護管理者は、事務局次長をもって充てる。

(個人情報保護統括管理者の責務)

第4条 個人情報統括管理者は、個人情報の徹底が図られるよう、サポートセンターの役員及び職員に対する教育、安全対策の実施、個人情報に関する開示請求及び苦情処理、外部委託業者の管理、監督等を適切に行うものとする。

2 個人情報保護統括管理者は、個人情報保護に関して必要な事項の全般を管理する。

(個人情報の収集及び利用)

第5条 サポートセンターは、教育相談事業、適応指導事業、学習支援事業、体験学習事業等の事業遂行のため、適正かつ公正な手段によって、個人情報を収集するものとする。

2 サポートセンターは、個人情報を収集する際に示した利用目的の範囲内で事業の遂行上必要な限りにおいて利用するものとする。

(個人情報の提供)

第6条 サポートセンターは、個人情報を収集する際に示した利用目的で使用し、利用目的を遂行するために、事業を委託する場合を除き、第三者に提供しないものとする。ただし、法令により個人情報の開示を求められる場合等に限り、本人の同意を得ることなく、第三者に提供することができるものとする。

(個人情報の管理)

第7条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

- 2 個人情報保護統括管理者は、個人情報に関するリスク（個人情報の不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講ずるものとする。

(個人情報の開示及び訂正)

第8条 サポートセンターは、個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報について開示を求められたときは、サポートセンターの事業遂行に著しい支障をきたす場合又は個人の生命、身体、財産その他の利益を害するおそれのある場合を除き開示するものとする。

- 2 サポートセンターは、個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報について訂正及び削除を求められたときは、遅滞なくその調査を行い、訂正又は削除を必要とする事由があるときは、遅滞なく訂正又は削除するものとする。

(個人情報の消去及び廃棄)

第9条 個人情報の消去及び廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、個人情報を読み取り又は復元不可能な状態にするなど、外部流出等の危険を防止するために、必要かつ適正な措置を講じたうえで行うものとする。

(守秘義務)

第10条 役員及び職員は、個人情報を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(外部委託)

第11条 個人情報の取扱を第三者に委託する場合は、事前に個人情報保護統括責任者の承認を得なければならない。

- 2 個人情報保護統括責任者は、委託先の個人情報の管理体制について調査し、管理体制に不備が認められるときは、前項の承認をしないものとする。
- 3 前2項による個人情報保護統括責任者の承認に基づき、個人情報の取扱を委託する場合には、事前に委託契約及び秘密保持契約を締結しなければならない。
- 4 委託先との契約に際しては、委託の内容及び範囲並びに取るべき個人情報の安全管理体制等を明確かつ具体的に定めなければならない。
- 5 個人情報保護統括責任者は、定期的に委託先を調査し、これを管理、監督しなければならない。
- 6 個人情報保護統括責任者は、委託先が契約に違反し、又は違反する恐れのあることを発見したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

- 7 外部委託の担当者は、委託期間中、委託先における個人情報の取扱状況を調査し、契約に違反し、又は違反の恐れのあることを発見したときは、直ちに、その旨を個人情報保護統括責任者に報告しなければならない。
- 8 個人情報保護統括責任者は、前項の報告を受けた場合、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(研修)

第12条 個人情報保護統括責任者は、個人情報保護対策の重要性について理解し、遵守の徹底が図られるよう必要な研修を行うほか、随時、役員、職員に対し、個人情報保護に関して必要な研修を行うものとする。

(委任)

第13条 本規程の施行の爲に必要な事項は、個人情報保護統括責任者が定めるものとする。

附則 この規程は、平成17年7月1日から施行する。